

# 自社の強みを活かす太宰府市の補助金

## 太宰府市

補助額 20万円

対象経費の **3/4** を補助

## がんばる中小企業応援補助金



**経営革新計画について福岡県より承認を受けた**中小企業者に対し、その計画に従って行う事業に要する経費の **3/4(上限20万円)**を補助します！

**対象者**：経営革新の承認を受け、その計画期間内の太宰府市内で事業営む中小事業者。商工会の経営改善普及事業に基づく経営指導を受けている者であること。(原則として6か月以上)

**公募期間**：令和7年8月1日～令和7年12月26日  
(随時受付いたしますが、予算の範囲を上回った際には、締切を早める場合があります)

**事業期間**：交付決定日～令和8年1月31日

## この補助金はこんな事に使えます！

対象となる経費の項目	例
① 機械装置等費	厨房機器、3Dプリンターなど
② 広報費	看板、チラシ、ホームページ構築費など
③ 展示会等出展費	展示会の出展料、関連運搬費など
④ 開発費	試作品や包装パッケージの開発に伴う原材料、設計、デザイン費など
⑤ 外注費	店舗内装、トイレの改装、駐車場の整備など
⑥ その他商工会長が必要と認める経費	

\* 交付決定以前に購入した経費は対象となりません。

\* 申請に要件がございます。詳しくは太宰府市商工会までお気軽にお尋ね下さい！

【お問合せ】 **太宰府市商工会**

**電話 092-922-4345**

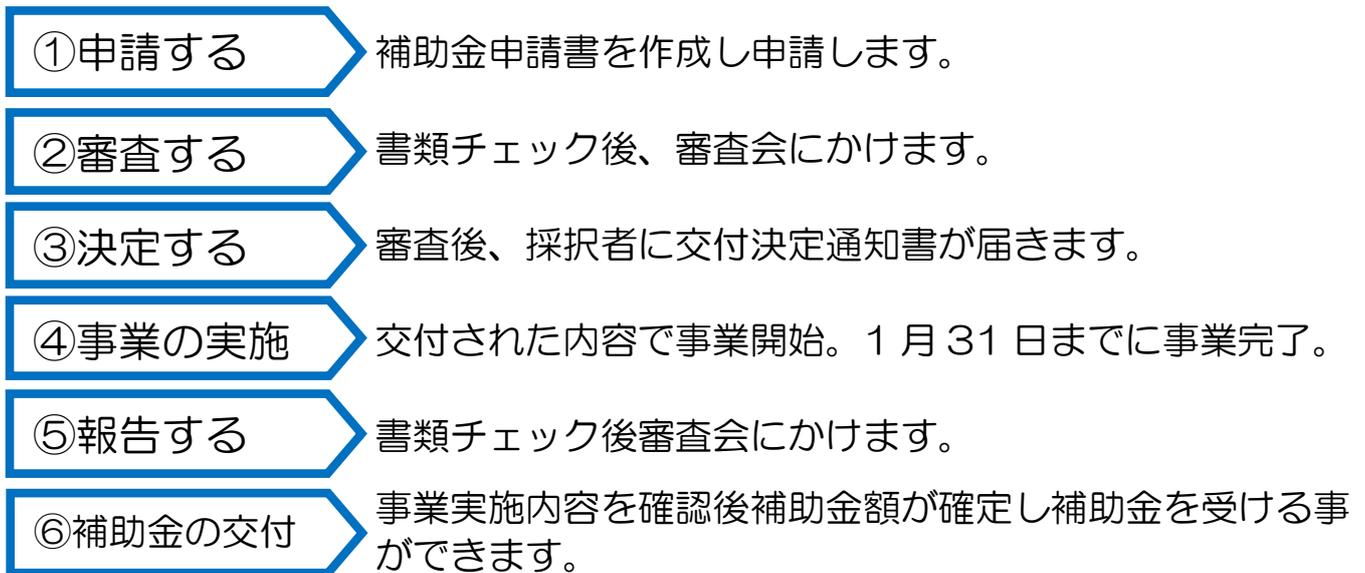
太宰府市観世音寺 1-2-1 9:00~17:00 HP: <https://dazaifu.com/>

## 対象者

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内で商工業を営む中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する者）であること。太宰府市内に営業を行う営業所がある者（法人の本店所在地が太宰府市にあっても営業所在地ない場合は対象としない）
- (2) 太宰府市税の滞納がないこと。
- (3) **経営革新を承認され**、その計画期間である事業所であること。承認経営革新計画の変更に係る承認申請については当初経営革新計画と同一事業とみなし、新たな対象者としない。国や県からの補助金を得ている場合は、同一の補助対象経費に対して本補助金を重複して申請することはできない。
- (4) 共同実施事業は対象としない。
- (5) 商工会の経営改善普及事業に基づく経営指導を受けている者であること。（原則として6か月以上。また他の商工会地区からの移転の場合は、移転前地区の商工会で受けた経営指導の実績を指導期間に含める。）
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行っていないこと。
- (7) 暴力団などとの関係がないこと。

## 申請から交付までの流れ



## 申請に必要な書類

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 経営革新事業計画書
- (3) 経営革新計画承認書（福岡県発行、申請時に計画期間中であるもの）
- (4) 市税に滞納のないことの証明
- (5) 決算書、納税申告書等の写し（直近1年分）
- (6) 国や県からの経営革新計画に係る補助金を受けている場合は、その補助金の実績報告書、交付先が発行した金額の確定が確認できる書類
- (7) その他商工会長が必要と認める書類

詳しい内容は、太宰府市商工会までお問合せください。